

専決処分の報告について

(清掃職員によるごみ収集中に発生した区民の財物損傷に係る示談処理)

1 事故の概要

令和4年9月24日(土)午後1時30分頃、区の清掃職員が中板橋1番18号付近にてごみ収集作業を行おうと、ごみストッカー(金属製の枠かつ網状に作製されたごみを貯留するもの)を持ち上げたところ、雨で手を滑らせ、ごみストッカーが折り畳まれた状態となり、下記の相手方が所有する車両に倒れ込んだ。

その結果、ごみストッカーが車両左後部ドアに接触し、損傷させたものである。(事故現場付近の地図及び見取図等は裏面)

2 損害の程度

- (1) 相手側 物的損害：車両左側後部ドア擦過及びへこみ 人的被害：なし
(2) 区側 物的損害、人的被害ともになし

3 示談の相手方

板橋区中板橋在住の区民

4 損害賠償額

金170,335円(車両修繕費)

5 示談成立日及び専決処分の日

令和5年1月4日(水)

6 示談の処理

- (1) 金170,335円を損害賠償額として確定し、示談が成立した。
本件に関し、今後いかなる事情が発生しても、双方共に裁判上、裁判外を問わず一切異議申し立て並びに請求をしないことを確認した。
- (2) 損害賠償金については、相手方が指定する口座に一括して振り込み、後日、特別区自治体総合賠償責任保険から全額が補填される。

7 事故再発防止策等の実施

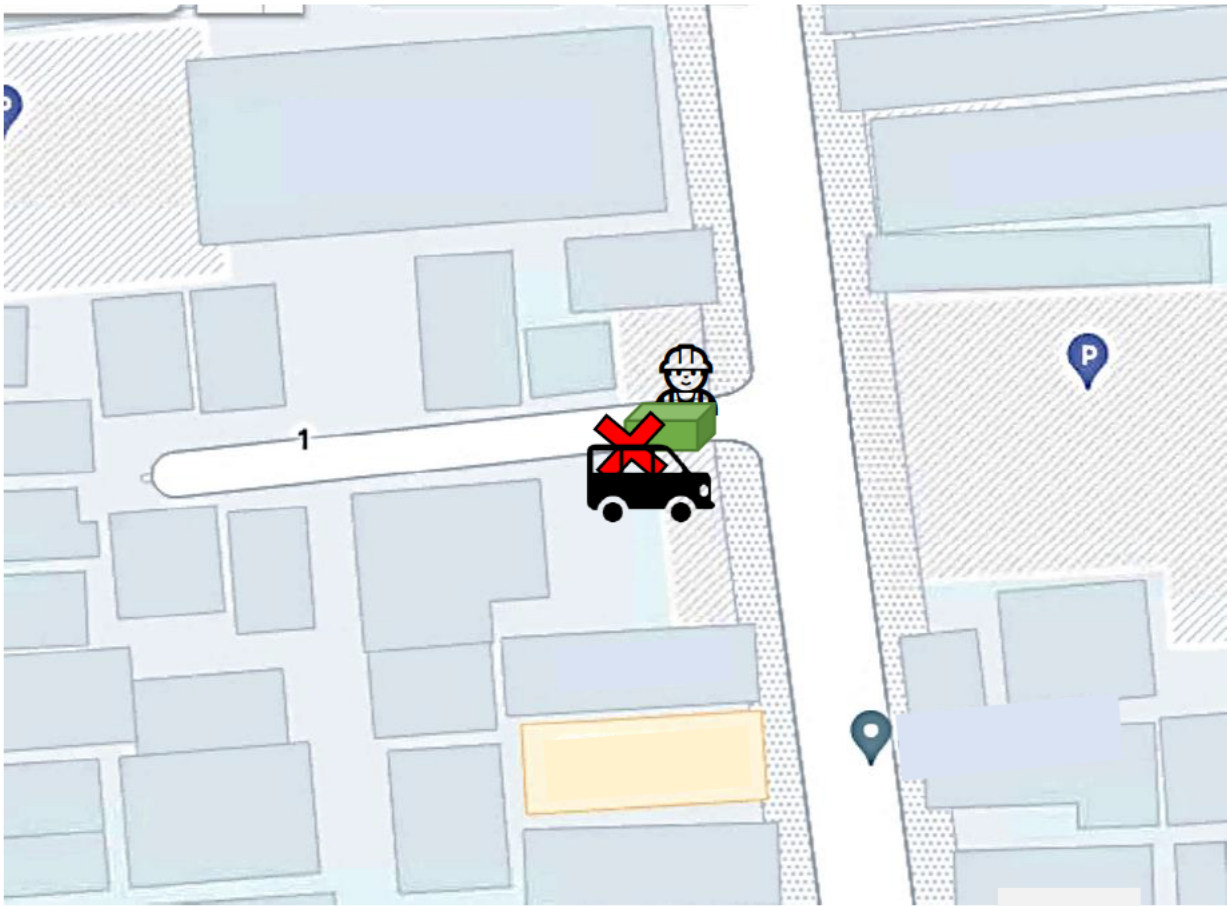
職員を参集し緊急ミーティングを実施した。

事故原因の分析とともに、同型のストッカーが他にないかピックアップし、職員間で情報共有を行った。

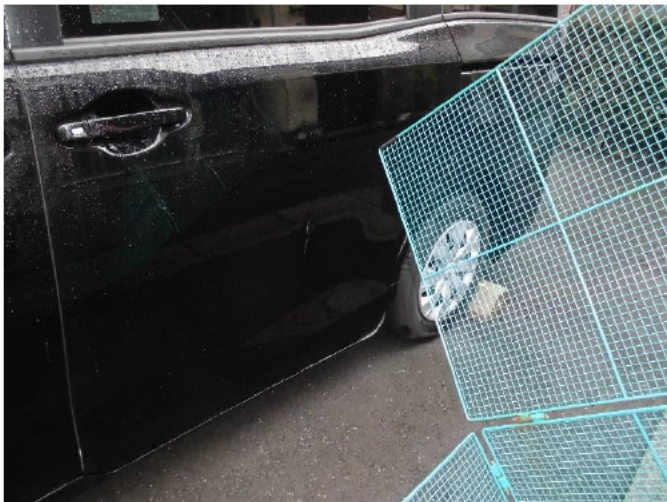
また、事故の再発防止を目的に所長を講師として、事故防止研修を実施した。

今後も安全教育の推進と指導を徹底し、事故の発生防止に努めていく。

8 事故現場（地図・中板橋1番16号 駐車場付近）



9 事故状況再現写真(イメージ)



10 事故状況見取図

